（都道府県がん情報の提供）
第二十条　法第二十条の厚生労働省令で定める生存確認情報は、法第五条第一項第九号に規定する生存確認情報とする。
2　法第二十条の厚生労働省令で定める当該病院等に係る法第五条第二項に規定する附属情報は、同項に規定する附属情報とする。
（報告の徴収及び指示）
第二十一条　都道府県知事は、必要があると認めたときは、法第二十四条第一項の規定により当該都道府県知事から権限及び事務の委任を受けた者に対して、必要な報告を求めることができる。
2　都道府県知事は、法第二十四条第一項の規定により委任した権限の行使又は事務の実施が適切でないと認めたときは、当該委任を受けた者に対して必要な指示をすることができる。
（全国がん登録情報の保有の期間の例外）
第二十二条　がん登録等の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第九条第一項及び第十条第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究の性質上、当該全国がん登録情報を五年以上分析する必要がある場合とする。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。
第二条　令附則第二条第四項の申請をしようとするがんに係る調査研究を行う者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　当該申請を行うがんに係る調査研究の代表者の氏名、生年月日及び住所
二　当該申請を行うがんに係る調査研究の実施期間
三　当該申請を行うがんに係る調査研究の対象者の範囲及び数
四　法第二十一条第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが令附則第二条第三項第一号又は同項第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別及びその理由
五　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
2　前項に掲げる申請書には、当該申請を行うがんに係る調査研究の実施に係る計画を添付しなければならない。

官庁報告

官庁事項

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第１項の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を次のように変更し、平成27年９月９日から適用することとしたので、同項の規定に基づき、公表する。

平成27年９月９日

農林水産大臣　林　芳正

前文

1　鳥類のインフルエンザは、Ａ型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）では、そのうち、次の３つを規定している。

⑴　高病原性鳥インフルエンザ　国際獣疫事務局（ＯＩＥ）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたＡ型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病

⑵　低病原性鳥インフルエンザ　Ｈ５又はＨ７亜型のＡ型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病

⑶　鳥インフルエンザ　高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のＡ型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病

2　高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

3　高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、

①　養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、

②　国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、

③　国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。

さらに、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

4　低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。さらに、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

5　高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

6　なお、本指針については、本病の発生状況の変化や科学的知見、技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。

第１　基本方針

1　本病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。

2　国は、人、物等を介した諸外国から我が国へのウイルスの侵入を防止するため、水際における検疫措置を徹底する。

3　家きんの所有者は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが疑われる症状を呈している家きんが発見された場合に、直ちに都道府県に届出することが日常化し、確実に実行されることが何よりも重要である。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

⑴　国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。

⑵　都道府県は、家きんの所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

⑶　市町村及び関係団体は、都道府県の行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

4　発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期収束を図ることが重要であり、特に発生農場における迅速な患畜等のと殺、その死体等の処理及び消毒が何よりも重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の２までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第60条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の活用を含めて、法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとしている。